

令和4年1月28日	
所 属	消防局企画管理課
所属長	西山善規
電 話	06 - 6481 - 0119

救急活動における気道確保用チューブの誤挿管について

1月 22 日に発生した市内の救急事案において、救急隊員が気道を確保するため気管に挿入するチューブを誤って食道に挿管し、病院到着後にその事実が判明した事案がありましたので、報告いたします。

今後、再発防止に向けて事実関係を調査・確認するとともに、厳正に対処してまいります。

1 事案発生日

1月22日(土)

2 傷病者

- (1) 年代及び性別80代 女性
- (2) 予後 死亡

3 事案の概要

市内の救急事案に出動した30代の男性救急救命士が、心肺停止状態の傷病者に対する医師の指示のもと行う救命処置において、酸素を送り込むチューブを気管ではなく、誤って食道に入れる事案がありました。

搬送先の病院で実施した検査により、チューブが食道に入っていることが判明しています。 発生原因等については、今後、専門家で構成される協議会において検証を行います。

なお、搬送した医療機関の医師からは、適切な救命処置を行ったとしても、救命は出来なかった との見解を得ています。

今後、本件が発生した原因を調査し、再発防止に取組むとともに、当該職員に対しては、調査結果に基づき厳正に対処します。

以上